

主 文

- 1 本件控訴及び本件附帯控訴をいずれも棄却する。
- 2 被控訴人らの当審における追加請求を棄却する。
- 3 控訴費用は控訴人の負担とし、附帯控訴費用（当審における追加請求に係る費用を含む。）は被控訴人らの負担とする。

事実及び理由

第1 当事者の申立て

1 控訴の趣旨

- (1) 原判決主文第1項を取り消す。
- (2) 同部分の被控訴人らの請求をいずれも棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第1, 2審とも被控訴人らの負担とする。

2 附帯控訴の趣旨

- (1) 原判決主文第2項を取り消す。
- (2) 控訴人は、被控訴人らに対し、135万4569円及びこれに対する平成22年3月4日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え（被控訴人らは、当審において、原審における105万4569円及びこれに対する法定利息の不当利得返還請求と選択的に、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求を追加し、上記のとおり請求額を拡張した。）。
- (3) 訴訟費用は、第1, 2審とも控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

1 本件は、原判決別紙1物件目録（以下「物件目録」という。）記載1の土地（以下「本件土地」という。）の納税義務者である被控訴人らが、本件土地を株式会社新大阪（以下「新大阪」という。）に賃貸し、新大阪が本件土地を商業施設の青空駐車場として利用していたところ、高松市長が、本件土地と新大阪が所有する物件目録記載2（1）及び（2）の土地（以下、一括して「新大阪土地」といい、区別する必要があるときは「新大阪土地（1）、（2）」という。）は一体利用されているとして一画地評価し、これを前提に本件土地の価格を平成21年度の固定資産課税台帳に登録したので、被控訴人らが、当該登録価格を不服として高松市固定資産評価審査委員会に審査の申出をしたが、棄却決定（以下「本件棄却決定」という。）を受けたため、控訴人に対し、本件棄却決定の取消しを求めるとともに、本件土地につき納税した平成12年度から平成20年度までの固定資産税の一部は過払いであるとして、不当利得返還請求権に基づき過払相当額105万4569円及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成22年3月4日から支払済みまで民法704条の利息金の支払を求めた事案である。

原審は、本件土地を新大阪土地と合わせて一画地と評価して認定した価格は、本件土地の適正な時価を上回るとは明らかであるとして、本件棄却決定を取消したが、不当利得返還請求については、一画地評

価によって認定された本件土地の固定資産評価額に基づく平成 12 年度ないし平成 20 年度の課税処分（以下「本件各課税処分」という。）につき重大かつ明白で当該処分を当然無効ならしめる違法があるとまでは認められないとして、棄却した。

そこで、控訴人は、控訴人敗訴部分を不服として控訴を申し立て、被控訴人らも、被控訴人ら敗訴部分を不服として附帯控訴をするとともに、当審において、本件各課税処分は違法であり高松市長に過失が認められる旨主張して、控訴人に対し、不当利得返還請求と選択的に、国家賠償法 1 条 1 項に基づき、135 万 4 5 6 9 円（固定資産税過払分 105 万 4 5 6 9 円及び弁護士費用 30 万円）及びこれに対する不法行為の後の日である平成 22 年 3 月 4 日から支払済みまで民法所定年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める請求を追加した。

2 本件における前提事実、争点及び争点に対する当事者の主張並びに本件に関連する法令の規定等その他関連する事実は、原判決「事実及び理由」第 2 の 2 ないし 4 のとおり（ただし、「原告」とあるのを「被控訴人ら」と改める。）であるから、これを引用する（以下、略語については、原判決のそれに従う。）。

3 当審における被控訴人らの追加請求（国家賠償請求）について

（被控訴人ら）

（1）不法行為

高松市長は、本件土地につき、平成 12 年度から平成 20 年度までの間、現況を雑種地と認識しながら、本件ただし書を漫然と適用して、隣接する新大阪土地とともに一面地と評価して本件各課税処分をしたが、一見して課税要件を欠くものであって明らかな法令適用の誤りであり、高松市長には明白かつ重大な過失がある。

高松市長が本件土地を宅地と認識していた旨の控訴人の主張は詭弁であり、信義則に反する。

（2）損害及び因果関係

被控訴人らは、控訴人の前記不法行為により、以下のとおり合計 135 万 4 5 6 9 円の損害を被った。

ア 原判決「事実及び理由」第 2 の 2（7）のとおりに、被控訴人らは、本件各課税処分に従って平成 12 年度から平成 20 年度まで、原判決別紙 3「固定資産税額の計算」（以下「計算表」という。）の「〔4〕固定資産税額」欄記載の金額を納税したが、本来納税すべき額は計算表の「〔3〕固定資産税額」欄記載のとおりであり、その差額は「差引〔4〕－〔3〕（過大納税額）」欄記載のとおりに、合計 105 万 4 5 6 9 円である。

イ また、被控訴人らは、本訴提起のため弁護士に委任せざるをえなかったものであり、その費用は 30 万円が相当である。

（3）控訴人の消滅時効の主張について

被控訴人らは、本件土地について、本件ただし書を適用して評価額が算定されていることを平成 21 年 3 月 30 日に高松市資産税課担当職員から説明されて初めて認識し、本件ただし書適用の違法性等について検討して同年 5 月 15 日に高松市固定資産評価審査委員会に審査の申出をした。

したがって、時効の起算日は平成 21 年 3 月 30 日とみるべきであり、時効は完成していない。

（控訴人）

（1）高松市長は、従来から、駐車場として利用されている土地について、利用状況に応じて現況地目を

宅地又は雑種地と認定してきたところ、本件土地については、周囲をフェンスで囲み隣接宅地と一体利用されているため、これを宅地と認定できるが、駐車場として単独利用している土地との評価の均衡及び雑種地評価による納税者の利益（造成費控除が可能となること）を考慮し、課税台帳上の現況地目を雑種地としたにすぎず、本件ただし書の適用に当たり、本件土地を宅地と認識していたものである。したがって、高松市長に被控訴人らが主張する過失はない。

(2) 損害及び因果関係につき知らないし争う。

(3) 消滅時効

控訴人の損害賠償義務が認められるとしても、平成 18 年度分以前の請求については、3 年の時効期間（民法 724 条前段。各年度分につき、各年 4 月末日が時効の起算日である。）が経過した。

控訴人は、被控訴人らに対し、平成 23 年 4 月 22 日の当審における本件第 2 回口頭弁論期日において、上記時効を援用する旨意思表示した。

第 3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、原審における被控訴人らの請求のうち、本件棄却決定の取消しを求める部分は理由があるが、その余は理由がなく、また、当審における選択的追加請求である国家賠償請求も理由がないと判断する。その理由は、以下のとおり改め、次項のとおり被控訴人らの追加請求に対する判断を加えるほか、原判決「事実及び理由」第 3 のとおりであるから、これを引用する。

原判決 14 頁 15 行目の「乙 1～8」の後に「19, 20」を加える。

原判決 15 頁 2 行目の「新大阪は」から 4 行目の「しており、」までを「新大阪は、新大阪建物のうち、東側国道沿いの新大阪土地（2）上の 3 階建て建物（物件目録記載 3（1）の建物）において「ギフトデパート新大阪」の名称で香川県物産、特産品の販売、各種ギフト商品の販売等をする店舗を営むとともに、西側道路沿いの新大阪土地（1）上の 2 階建て建物（物件目録記載 3（2）の建物）を事務所・倉庫として利用している。」と改める。

原判決 15 頁 6 行目の「されている。」の後に「新大阪土地に設置された駐車場台数は 13 台程度であり、本件土地は 17 台である。」を、同 9 行目の末尾の後に「本件土地は、幅約 1.2 メートルの水路を介して幅員約 2.1 メートルの西側道路（一部が建築基準法 42 条 1 項 2 号道路となっている。）に接しているところ、西側部分の一部に傾斜をつけて西側道路に通ずる約 3 メートル幅の通路とし、水路部分に橋を架けて西側道路に接続されているが、同部分にはフェンス扉が設置されている。なお、周辺地域は、東側国道沿いは低層店舗やデイサービスセンター等が立ち並ぶ郊外型商業地域であり、西側道路沿いは、共同住宅、事務所倉庫等が混在する地域である。」を各加える。

原判決 15 頁 12 行目の「ある。」を「あって整形地であり、新大阪土地（1）の地積は 743.75 平方メートル、同（2）の地積は 433.81 平方メートルであり、そのそれぞれはいずれも整形地である。」と改める。

原判決 15 頁 13 行目の冒頭から 16 行目の末尾までを以下のとおり改める。

「カ 新大阪土地（2）は路線価 1 平方メートル当たり 6 万 9 0 0 0 円の東側国道に接しているが、その西側に隣接する同（1）は同 2 万 1 0 0 0 円の西側道路にのみ接している。そして、本件土地は、新大阪土地（1）の北側に隣接し、接道としては上記西側道路にのみ接しており、前記のとおり、新大阪土地を

経ることなく西側道路に出入りすることが可能である。」

原判決 15 頁 17 行目の冒頭から 16 頁 14 行目の末尾までを以下のとおり改める。

「(4) 引用に係る原判決「事実及び理由」第 3 の 1 (3) の事実（ただし、一部補正後のもの）からすれば、基準年度における賦課期日である平成 21 年 1 月 1 日時点における本件土地の現況は、アスファルト舗装に白線が引かれたいわゆる青空駐車場であり（乙 6）、本件土地上に建物等は建築されていないが、上下水道の処理区域内にあり、新大阪土地（2）の接する国道側を除いて、新大阪土地とともに周囲をフェンスで囲まれ、新大阪土地上の店舗及びこれと別棟の事務所・倉庫の駐車場として一体的に利用されている。

かかる利用状況からは、本件土地を宅地である新大阪土地と一体利用がされているものとして、新大阪土地と合わせて一画地をなす宅地とみることに一応の合理性があるともいえる。

しかし、本件土地の利用形態は、所有者である被控訴人らが新大阪との間で駐車場賃貸借契約を締結し、自ら駐車場用地として整備した上（甲 14 の 1・2）これを新大阪土地に設けられた駐車場を拡張するものとして使用させているにとどまるものと解され、その利用状況等を比較的容易に変更しうるものともいえること、本件土地自体の形状は西側道路に接道した 724 平方メートルの整形地であり、新大阪土地との関係でみても、東側国道に接するやや狭小の新大阪土地（2）の北西側（同国道からみて奥側）に位置し、西側道路に接道する新大阪土地（1）に隣接するにすぎないこと、本件土地自体の更地としての最有効使用は共同住宅地である旨判定されていること（乙 20）などにも鑑みれば、前記のような利用状況や新大阪建物の 1 つが幹線道路沿いの商業施設として利用されており、その効用のため一定数の駐車場を要することなどを考慮してもなお、所有者を異にするにもかかわらず本件土地と新大阪土地とを一体として取引の対象とするのが社会通念に照らして合理的であるとまで認めることはできず、画地計算法の適用において、本件土地と新大阪土地を区分したのではこれらの各土地の適正な時価、すなわち客観的な交換価値から乖離する場合に該当するということはできない。

そうすると、画地計算法を適用するに当たり本件ただし書にいう「合わせる必要がある場合」に該当するとはにわかに認め難く、本件土地については、新大阪土地と別個に評価することが相当であって、本件ただし書を適用した上で認定された本件土地の価格は、評価基準に適合しないものであったといわざるを得ない。なお、以上に認定、判断したところに基づき、1 筆の土地としての本件土地の現況等に照らせば、本件土地の地目は雑種地と認めることが相当であると解される。」

原判決 16 頁 15 行目の冒頭の「(6)」を「(5)」と改める。

原判決 17 頁 7 行目の「同様」から 8 行目の末尾までを「同様の利用状況等であったとすれば、本件ただし書を適用することは相当ではなく、本件各課税処分も違法となるといわざるを得ない。」と改める。

2 被控訴人らの当審における追加請求について

(1) 以上に認定、判断したとおり、本件土地は、平成 21 年 1 月 1 日当時の利用状況や土地の形状等においては、本件ただし書を適用して新大阪土地と合わせて一画地として評価すべきではなく、その限りにおいて評価基準に適合しないものであったと解されるところ、平成 12 年度から平成 20 年度においても平成 21 年度と同様の課税処分がされたこと自体は当事者間に争いがなく、証拠（甲 13 の 1 ないし 8）によれば、平成 14 年度以降の本件土地の評価額、課税標準額、固定資産税額が計算表「高松市決定」の

「評価額」「課税標準額」「固定資産税額」欄記載のとおりであることが認められる。しかし、本件全証拠によっても、平成 20 年度以前の固定資産の評価ないしその調査の際に本件土地の利用状況、現況等がどのようなものであったかは、直ちに明らかであるとはいえない。

ところで、固定資産税の賦課徴収に当たる市町村長においては、大量の固定資産を定められた期間に評価しなければならないこと、決定された固定資産の価格については、関係者の固定資産課税台帳等の閲覧、縦覧及び固定資産評価審査委員会による不服審査手続が法により定められていることなども併せ考えると、土地の利用状況や形状等を子細に検討して画地認定等の評価を行うべきことまでが職務上の注意義務として要求されているとはいえない。外観上容易に確認される土地の利用状況や現況等に従って合理性を認めうる画地認定等の評価を行っていけば、これが後に評価基準に適合しないものであったと判明しても、そのことから直ちに国家賠償法 1 条 1 項にいう違法があったとの評価を受けるものではなく、上記のような評価に際しての職務上通常尽くすべき注意義務を尽くさずに漫然と評価を行ったと認め得るような事情がある場合に限り、固定資産の価格の評価及びこれに基づく課税処分につき、国家賠償法上違法という評価を受けるものと解することが相当である。

しかるに、前記の認定、判断のとおり、現在の本件土地及び新大阪土地は、外観上は一体的利用がされているものとして、本件土地を新大阪土地と合わせて一画地をなす宅地とみることも、評価基準に照らして一応合理性があるともいえるのであり、この点において、高松市長に上記のような意味での過失があるとはまではわかに認め難い。また、高松市長が、本件土地を雑種地とした上で、宅地に関する本件ただし書を適用していることは不整合の嫌いがないではないが、同市長における判断過程をみれば、実質的には隣接宅地との関係も考慮して本件土地を宅地とみた上で、駐車場としての単独利用をする土地との評価の均衡等を考慮して、納税者側の利益に配慮し、いわば控えめな認定として雑種地としたものと解されるところであり（甲 7 の 1・2、乙 2 2）、およそ雑種地としか評価しえない土地につき本件ただし書を適用したのではなく、この点を捉えて、一見して課税要件を欠き明らかな法令適用の誤りであるとか、高松市長に明白かつ重大な過失があるということもできない。なお、被控訴人らは、いまさら高松市長が本件土地を宅地と認識していた旨の控訴人の主張は信義則に反するとも主張するが、以上に述べたところに照らし、採用することはできない。

そして、以上に述べたところに加え、被控訴人らの主張や本件各証拠に照らしても、平成 20 年度以前の評価当時の本件土地の具体的な利用状況や現況等は必ずしも明らかではなく、他に高松市長の過失を認めるに足りる事情を窺うこともできないこと、当時の一般的な実務の運用や裁判例としても、本件土地のような利用状況や現況等の土地を隣接宅地と合わせて一画地とみるものが明らかに評価基準に反するものというべき確たる基準があったことも窺われないことなどからも、本件土地に関して、高松市長につき、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と評価を行ったとまで認めることはできないというべきであり、これらの評価及び本件各課税処分に国家賠償法 1 条 1 項にいう違法があったと認めるには至らない。

(2) 以上によれば、その余の点につき判断するまでもなく、被控訴人らの控訴人に対する国家賠償請求は理由がない。

3 そして、原審及び当審における当事者提出の各準備書面記載の主張に照らし、原審及び当審で提出、

援用された全証拠を改めて精査してみても、引用に係る原判決を含め、以上の認定、判断を覆すほどのものは見いだせない。

4 よって、被控訴人らの本件棄却決定取消請求を認容し、その余の請求を棄却した原判決は相当であって、本件控訴及び本件附帯控訴はいずれも理由がなく、当審において追加された被控訴人らの国家賠償請求も理由がないから、これらをいずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。

（口頭弁論終結日 平成 23 年 4 月 22 日）

高松高等裁判所第 4 部

裁判長裁判官 小野洋一 裁判官 池町知佐子 裁判官 金澤秀樹